

平成28年度川崎市消費生活モニター委嘱式・研修会報告

- 日時 平成28年4月28日（木） 10時～12時
会場 川崎市産業振興会館9階第3研修室
参加者 18名（川崎市3、幸区2、中原区2、高津区3、宮前区3、多摩区3、麻生区2）
- 次第 第1部 委嘱状交付式
- 1 開式
 - 2 委嘱状の交付
 - 3 あいさつ（経済労働局水谷産業政策部長）
 - 4 閉式
- 第2部 研修会
- 1 消費者行政センターの業務について
 - 2 消費生活モニターの業務について
 - 3 講座
テーマ「悪質商法に気をつけようー最近の相談事例からー」
講師：川崎市消費者行政センター消費生活相談員
NPO法人かわさきコンシューマーネット
 - 4 閉式

内 容

<第1部 委嘱状交付式>

出席されたモニターの皆さんに経済労働局産業政策部長から委嘱状を手渡ししました。

委嘱状交付後、産業政策部長から「今日は委嘱式にお集まりいただきましてありがとうございました。消費者行政に御関心を持っていただいたという事に対して感謝申し上げます。消費生活は日常生活と切っても切れない状況にあって、そういう中で多少でも知識を身に付ければ心構えが出来たりしますので、消費生活に関するトラブルを未然に防ぐことも場合によっては出来るかもしれません。



（委嘱状の交付）

昨年度の私共の川崎市消費者行政センターに寄せられた相談件数が8,800件を超える件数でした。この件数はどんどん増えている状況で必ずしもトラブルの件数が相談件数ではなくて御相談いただけていない方々もたくさんいると思います。1年間色々なことを学んだり情報を吸収される場面があるかと思いますが、そういった情報も出来るだけ周りの方に提供していただいてトラブルに遭わないような消費生活を送っていただけることを期待しています。1年間皆様宜しく願いいたします。

(一部抜粋)」とのあいさつがありました。



(産業政策部長のあいさつ)

<第2部 研修会>

消費者行政センターが実施している各種業務及び消費生活モニターに関する業務、年間スケジュール等について、センター各担当職員から「消費生活モニターの手引き」を基に説明を行いました。



(センターの業務について説明)

「悪質商法に気をつけよう —最近の相談事例から—」というテーマで、消費者行政センターで実際に相談を受けている消費生活相談員からお話しをしていただきました。



(「研修会」の様子)